
平成25年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

平成25年6月6日 (木曜日)

議事日程 (1)

平成25年6月6日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 行政報告について

第4 議案第41号 財団法人芦屋町開発公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第5 議案第42号 平成25年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)

第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

第7 承認第2号 専決処分事項の承認について

第8 報告第1号 平成24年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第9 報告第2号 平成24年度芦屋町給食センター特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第10 請願第2号 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める請願書

【出席議員】 (13名)

1番 松上 宏幸	2番 内海 猛年	3番 刀根 正幸	4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之	6番 田島 憲道	7番 辻本 一夫	8番 小田 武人
9番 今井 保利	10番 川上 誠一	11番 益田美恵子	12番 中西 定美
13番 横尾 武志			

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美

書記 井上 康治

書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江眞二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま、出席議員は13名で会議は成立いたします。
よって、ただいまから平成25年芦屋町議会第2回定例会を開会します。
それでは、お手元に配布しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----
日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、6月6日から6月14日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----
日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、4番、妹川議員と9番、今井議員を指名しますので、よろしくお願いします。

----- . ----- . -----
日程第3. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。平成25年芦屋町議会第2回定例会の議案上程前に、平成25年芦屋町議会第1回定例会以降における、行政執行について主なものを報告させていただきます。

1点目は、ブルーインパルスの帰還についてです。

第11飛行隊ブルーインパルスは、東日本大震災により松島基地が被災したため、23年5月以来、移動訓練を芦屋基地、築城基地及び山口県萩市見島周辺空域において実施してまいりました。松島基地の復旧工事が予定どおり進み、運用が可能となりましたので、3月28日芦屋基地を離隊、3月31日松島基地に帰還いたしました。また、長期にわたるブルーインパルスの移動訓練に対して、多大なるご理解とご支援を賜りました芦屋町の皆様へ感謝のお礼ということで、3月25日、芦屋基地で「お別れ展示飛行」が行われました。

2点目は、豪ドル円為替連動債の償還についてです。

4月9日付で、豪ドル円為替連動債の元金3億円の償還がありました。これは、平成20年4月に購入した債券で、最初の1年間は3%の利子がつき、その後は為替の変動により5%の利子に達した時点で元金が償還されるものです。

このたびの、元金償還までの利子は、結果的に約5.5%の利率となり、金額として1,648万5,000円を収入しております。

3点目は、消防団第2分団車庫の完成についてです。

4月14日、芦屋町消防団第2分団の新しい消防車庫の整備が整い、竣工式がありました。さまざまな災害に対し、住民の皆様の命と財産を守り、安全安心なまちづくりへ向けて、より一層防災防火意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

4点目は、財団法人芦屋町開発公社の清算終了についてです。

2月1日をもって解散しました財団法人芦屋町開発公社は、清算人会に事務を引き継ぎ官報により債権申し出の催告を行ったうえ、福岡県知事への解散の届け出を経て、4月16日に残余財産751万1,547円を芦屋町に返還しました。その後、法務局への結了登記、福岡県知事への清算結了の届け出を行い、全ての清算手続きが完了いたしました。

5点目は、裏千家への芦屋釜の寄贈についてです。

4月17日、京都の茶道「裏千家」家元へ出向き、芦屋釜を寄贈しました。この釜は、本年度より独立した鋳物師が制作したもので、独立支援の一環として、また、芦屋釜の情報発信力と芦屋釜復興事業の周知を強化するためのものです。

裏千家は、3千家の1つで、現在の茶道界をけん引する流派です。その裏千家に芦屋釜の里、制作釜が納められたことは、芦屋町にとって記念すべきことといえます。茶道界に影響力のある家元で芦屋釜を活用してもらうことは、知名度と付加価値を上げるもっとも効果的な方法であります。今後も、芦屋釜のより一層のブランド力の向上と情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

6点目は、緑ヶ丘保育所と子育て支援センターの指定管理者、公募についてです。

緑ヶ丘保育所と子育て支援センターの一体的な指定管理、また効率的かつ効果的な施設運営を行うため、両施設の指定管理者の公募を4月19日から7月31日まで行っています。公募対象につきましては、社会福祉法人の資格を有するものとし、広く事業者を募集しています。予定では、8月に指定管理者選定委員会で審査後、議会には「指定管理者の決定」の議案を上程することになります。

7点目は、芦屋都市計画臨港地区の決定についてです。

福岡県から芦屋都市計画臨港地区の申し出があり、都市計画法により住民説明会、県知事事前協議、計画案の縦覧を経た5月8日、芦屋町都市計画審議会を開催。審議の結果、面積20.6ヘクタールの芦屋都市計画臨港地区として決定しました。

今後、福岡県知事の同意の後、告示の手続きを行ってまいります。

なお、この決定により、本年度から福岡県による里浜づくり事業が具体的に進んでいくものと考えております。

8点目は、芦屋基地と九州防衛局への要望活動についてです。

芦屋町基地対策協議会の要望活動として、5月15日芦屋基地司令に面会し、要望書を提出しました。内容は、滑走路延伸に関する住民への説明として、新たな方向性が定まった場合の速やかな説明の要請。また、災害発生時の緊急避難場所としての開放、基地外居住者への自治区加入促進の協力依頼など、8項目を要望しました。

また今後、九州防衛局長への要望活動も予定しております。時期は未定ですが、住宅防音事業の補助対象区域の拡大、テレビ受信料の半額補助対象区域の拡大、住宅防音区域外の騒音測定の要請の3項目を要望する予定です。

9点目は、福岡県高齢者保健福祉計画（第6次）による特別養護老人ホームの整備にかかわる要望活動についてです。

特別養護老人ホームの整備については、25年度高齢者福祉施設等の整備方針に

よる公募手続きを経て、協議書を福岡県へ提出しましたが、採択されず実現していません。特別養護老人ホームの早期整備は、高齢者福祉を考える上で欠くことのできないものであります。26年度の高齢者福祉施設等の整備についても、福岡県へ協議書を提出することができるよう、5月22日付で要望書を提出しているところです。

この芦屋町の意向を確かなものにするためには、文書の提出だけでは十分ではありません。そこで、改めて福岡県へ陳情することを予定しています。

10点目は、遠賀川魚道公園の完成についてです。

22年度から国土交通省により着工されました遠賀川河口堰の魚道改良事業は、5月末で完了し、6月から芦屋町が占用し維持管理を行います。この改良工事では、地域住民によるワークショップや、学識者へのヒアリングなどを随時行い、環境面や景観面に配慮して整備が行われました。この遠賀川魚道公園が、地元を初めとした多くの皆さんの憩いの場となり、遠賀川により親しみ、遠賀川の水質やごみ問題の改善の気運が高まるような公園になることを期待しております。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

議員各位と住民の皆さんに行政報告とは別に、報告させていただきたい事項があります。それは、このたび私が一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会の会長に就任したことです。

一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会の平成25年度第1回通常総会が5月20日に開催され、当総会において役員を選任議案が提案され、会長に選任されました。任期は27年5月までの2年間です。

今後は、会長職として、当協議会の役割を十分に認識し、関係省庁や競走関係団体との連携を図るとともに、施行者の収益改善や競走事業の活性化に向けたさまざまな施策推進に尽力してまいります。

つきましては、会長職としての公務遂行にあたり、議員各位のご協力をお願い申し上げます、会長就任のご報告とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で行政報告は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に日程第4、議案第41号から日程第10、請願第2号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたいと、町長に提案理由の説明を求めた後、請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し

上げます。

議案第41号の財団法人芦屋町開発公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、財団法人芦屋町開発公社の解散に伴う清算手続きが完了したため、関係条例を整理するための条例を制定するものでございます。

議案第42号の平成25年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億200万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、福岡県介護基盤緊急整備補助金や、緊急防災・減災事業債を措置したほか、保育対策等促進事業補助金や財政調整基金繰入金を計上しております。

歳出につきましては、グループホームの施設整備に伴います芦屋町介護基盤緊急整備補助金や緊急防災・減災事業として緑ヶ丘歩道橋の耐震化工事を計上したほか、狩尾池改修工事实施設計委託や洞山崩落防止工事实施設計委託、私立保育所補助金などを措置しております。

次に、承認議案でございますが、承認第1号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例の一部改正を行ったものでございます。

承認第2号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第1号の平成24年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、芦屋小学校トイレ改修工事や芦屋東小学校トイレ改修事業等について繰越額が決定しましたので報告するものでございます。

報告第2号の平成24年度芦屋町給食センター特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、給食センター新築工事設計委託について、繰越額が決定しましたので報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、10番、川上議員に請願第2号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。それでは、請願第2号「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める請願についての請願の趣旨説明を、請願書を読み上げまして行います。

1、要旨。国に対してより豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書を提出してください。

2、理由。2012年8月、子ども子育て関連三法が成立し、現在2015年4月1日新制度施行予定に向け、子ども子育て会議が設置され詳細決定の論議が進められています。

しかし、この新しい制度については、これまでの保育制度がどのように変わるのか、子どもの保育環境が引き下げられるのではないかと、保護者や保育者にとって不

安や疑問点が少なくありません。子ども子育ての仕組みが、何より子どものより豊かな育ちの環境を保障するものとなるよう、迅速に進めることなく十分な論議を尽くされるよう当議会から国に向けての意見書を提出してください。

これまでの保育制度は、国と自治体の公的責任による保育所で、子どもの生活に最低必要な施設の基準をつくり、そのために必要な施設運営に対する財源保障を柱にして、保育に欠ける子どもをつくらないことを目指してきました。

これに対して新制度の保育は、利用者、保護者、個人への給付制度に変わります。これによって、施設運営は厳しくなることが予測され、子どもの保育環境への影響が心配です。

一方で、今回、法改正の論議の中で、児童福祉法24条1項で保育所における市町村の保育実施責任が記されたことは、とても重要な意味があり評価できますが、2項では市町村が責任を持たないさまざまに基準が異なる直接契約方式の施設等ができ、政府はこれによって大都市の待機児問題や過疎地における保育の課題解決を図るとしています。

しかし、それを理由に子どもの保育環境に最低限必要な基準の緩和は困ります。保育所以外での施設事業においても、保育所と同様に格差のない基準とそれに対する市町村責任の保証が不可欠です。

つきましては、今後の子ども子育て会議等の中で、子どもの権利保障を最重要課題においた十分な検討と国の財政措置が図られますよう貴議会より国に対しての意見書提出採択をしていただきますようお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第41号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第42号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

いつものことながら、所管外のことについてお尋ねをいたします。

まず、12ページでございます。2款1項7目の13の委託料、山鹿浜口線道路周辺測量委託ということでございますが、大体場所は理解できとるわけですけれども、どういう目的のために測量を行うのかお尋ねいたします。

それから、17ページの8款2項2目の13の委託料、はまゆう団地2号線法面地質調査委託ということで計上されておりますけれども、現状はどういう状況なのか、以前からここはよく崩落するところでございますけれども、現状はどういうことなのか、それと地質調査、何のためにこれをやるのかということをお尋ねいたします。

それから、18ページ9款1項1目の備品購入費150万3,000円ということで、消防用備品ということで上がっておりますが、この内容についてお尋ねいたします。

以上、3点よろしくお願いたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

1点目の山鹿浜口線道路周辺測量委託についてでございます。

これにつきましては、芦屋釜風呂跡地のことございまして、これから住民ワークショップによる検討も行っていきますので、釜風呂跡地の全体用地の測量等を境界確認、また、はまゆう群生地前の交差点を改良するため、釜風呂跡地を道路として一部取り組むための分筆登記、地質調査、交通量調査を行います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

2点目のはまゆう団地2号線法面地質調査委託の現状、それと地質調査の目的についてお答えいたします。

現状につきましては、場所をご存知と言われましたけども、はまゆう団地の坂を上がりまして左手になります。外周道路が回っておりますが、その路線のことでございます。

現状につきましては、道路表面にクラックが確認されました。一応その状況を見て、地質調査を行うようにしております。

目的としましては、地質調査をすることによって今後こういった補修をするのか、対策をするのかということを見極めるための目的で地質調査を行います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

それでは、18ページの備品購入費につきましてご説明いたします。

これにつきましては、コミュニティー助成事業の補助を受けるようになりましたので、これで消防用の備品ということで、まずバルーン投光器、これを3台購入いたします。合わせて発電機、コード類がセットで3台分ということでございます。

それから、訓練用の消火器を6本ほど、水消火器なんですけど、これを購入しまして訓練等で活用する、合わせてコンプレッサー、これ水消火器に圧を注入するものでこのコンプレッサーということで考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかに。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

それでは、私も所管外ってところで1点、これは平成25年度の補正予算第1号の歳出15ページに農林水産業の費目があります。その5目に農地費として、狩尾池改修工事の実施設計委託が計上されておりますが、この委託料につきまして前回行った内容とどのように異なっているのか、また、そのほかの貯水池の状況等についてわかる範囲でお尋ねするものです。よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

狩尾池の改修工事实施設計委託についてご説明いたします。

今回の工事につきましては、狩尾池の南側約130メートルの浸食が激しいため、その改修のための基本的な設計を行うものであります。平成12年から13年にかけて、この北側の護岸についても設計を行い工事を行っているという形になります。そのほかの池については、今のところ問題がないというような形になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかに。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

私も所管外のことをお尋ねをさせていただきます。20ページです。10款教育費4項の社会教育費の4目文化財保護費の補正予算の額441万1,000円計上されておりますが、これを見ますと夏井ヶ浜ということですので、多分崩落の場所だと思いますが、不整合層記録保存事業というのはどういう内容なのか、ご説明願いたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、夏井ヶ浜不整合層記録保存事業につきまして、事業内容につきましてご説明いたします。

この事業は、山鹿の夏井ヶ浜にあります崖地、海側の土地にある地層について、地質学的な重要性など学術的価値について、調査研究及び記録保存を行うものです。

事業内容は、地層に対する地質学的な学術研究調査委託業務、地層の撮影、測量及び画像編集委託業務、そして調査報告書の印刷となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

ただいま、確かに学術的と説明がありましたけど、ちょっと私わからないのでお尋ねしますが、ここはもともと海岸の崩落事業ということで、これ県か国かの事業ではないかと思えます。そういう中で、単費でもってこれだけの費用を投入しなければいけないのかどうか、法律的にということですか。

以上です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

ちょっと現状につきまして財政課のほうから若干説明したいと思います。夏井ヶ浜崩落につきましては、県土整備と調整しながら3月に福岡県による海岸保全区域指定の告知が行われています。

今月からは地質調査に入る予定なんですけど、現段階の工事の予定なんですけど、波浪対策としての工事、要は波がくるのでそれを防がないと崩落は続くという波浪対策の工事と崩落そのものを防止する工事、この2つを対策として考えなくちゃいけないというところなんです。前者につきましては、福岡県の管理地であります海岸部分、これはもう県が施工するというところなんですけど、後者の部分につきましては町有地

のため町事業として行う必要があります。今現在、県に対しましては一括事業として施工してもらい、町事業分につきましては負担金として支出させていただくということで調整をしている状況でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井です。一般会計補正予算第1号の4ページ、歩道橋の耐震化整備事業ということで、先ほど町長からのご説明で、いわゆる防災事業としてこの起債を行うということでご説明があったんですけども、起債、どこから起債をして、どこのお金を借りるのか、ご説明をまずお願いしたいんですが。それか、基金を取り崩すのか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

4ページといいますと、地方債の補正というページということで理解して説明します。今回、緑ヶ丘の歩道橋の耐震化整備事業につきましては、前年度に実施設計を終えました。この際にも、緊急防災減災事業債ということで、交付税70%措置ある起債を借りたということで、これは基本的には国の資金を活用させていただくことで進めています。で、今回、本体工事ということで緑ヶ丘やるんですが、これにつきましても同じような状況になると思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

わかりました。70%措置、じゃあ実質的に歳出のほうで今度出てくるんですけども17ページですね、17ページでその2,600万円が、今のご説明ですと歩道橋の緑ヶ丘だけの工事になるのかどうか、まずそこのところ、そしてその工事の内容には防災のいわゆる耐震ということですけども、それによって去年、おとしなんかで、長寿命化なんかの話が出てましたけども、そこの関連がどのようになっているのか合わせてご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

歩道橋の耐震化で緑ヶ丘歩道橋ということですが、本年度は緑ヶ丘の一橋だけをするようにしております。

内容につきましては、歩道橋の本体そのものは現在の構造では正式に耐震化とはならないんですけども、現在の歩道橋を使いまして落橋防止構造を設置することで、現在の標準構造に近づけた構造とするように考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今の説明ですと、耐震化事業でやりますよ、防災でやりますよ、というけど正式には耐震にはならないというご判断されてますけども、そこのところは今ご説明で

できれば、私たちは耐震でこれで防災になるということで今ご説明を受けたんですけど、耐震正式にならないというところの食い違いが出てますけども、それはどのようなことか具体的にご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

昨年度、実施設計のときにも少しご説明をいたしましたけども、現在の構造を耐震化やるとすれば、現在の構造をそのまま取り除くなどして構造を大幅に改造いたしまして、それをまた戻すということで莫大な金がかかるということでございます。そのことにつきまして、設計コンサルなどと協議した中で現在の構造を残しながら、先ほど申しましたような落橋防止の装置を取りつけて、耐震化構造により近づけるような工事を行っていきたいということで方針を決めております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

13ページでございますが、児童福祉総務費ですけども県支出金として457万9,000円きております。その中で、私立保育所に芦屋保育園と若葉保育所にそれぞれ補助されておりますけども、この補助内容につきましてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは、保育士等処遇改善臨時特例事業という事業に該当するものでございます。これは、今度、子ども子育ての新制度を検討する中で国が構築したものでございまして、保育士の人材確保の一環として保育士等の賃金の処遇改善に取り組む私立保育所に対して補助金を予算の範囲内で支出するものでございます。

原資は国で積んでおります安心子ども基金でございます。

今、申しましたように保育士の処遇改善によって雇用を確保するというところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

賃金改善ということでわかりました。それでは、その下の3児童福祉施設費の13節委託料、指定管理料として147万円、山鹿保育所に計上しておりますけども、この内容はどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

山鹿保育所につきましては、処遇改善の県費の対象とはなっておりません。しかしながら、国が行う保育士等処遇改善事業は私立保育所の保育士などの処遇が低いという現状を踏まえて賃金の改善を行うものであり、国から地方自治体に対してこの趣旨を十分理解して、保育士の処遇等に対する施策の維持拡充を務めて欲しいと国が要望を示しております。このため、町から措置費相当額で運営が行われている

私立保育所と同じ管理運営が行われています山鹿保育所につきましても、町の一般財源から保育士等の処遇改善を行うため指定管理料の増額を行うものでございます。また、この措置は同じ法人に勤務する職員間で差をつけるべきでないという判断もでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

それでは、芦屋緑ヶ丘保育所、町立なんですけどもこれ職員、恐らく臨時職員等の方が多いかと思いますけども、その辺との格差とかは生まれてこないのか最後にお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

緑ヶ丘保育所の臨時、嘱託保育士を雇用しておりますけども、これは町が定めた時間給、それから給与月額で支給しております。これは、うちの支出しているお金というのは先ほど申しましたように児童の措置費相当額、私立保育所であれば措置費相当額から賃金を歳出するんですけども、これとは違っております。それで、山鹿保育所で働く保育士等の賃金体系と違ってしております。そうして、公立保育所は保育士等の処遇改善対象外であるために町独自の緑ヶ丘保育所の臨時嘱託保育士の賃金改善、こういったものは行うことにはしておりません。これについては、県内の公立保育所も同様でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。次に、日程第6、承認第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。次に、日程第7、承認第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第2号についての質疑を打ち切ります。次に、日程第8、報告第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。次に、日程第9、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、請願第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第2号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第41号から日程第7、承認第2号及び日程第10、請願第2号の各議案については、別紙のとおりそれぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時44分散会
